

1 ふくしま産業復興投資促進特区

目的

東日本大震災からの復旧・復興を図るため、「ふくしま産業復興企業立地補助金」と復興特区の優遇措置を併せて活用することにより、製造業等の企業の新・増設を促進し、被災者等の雇用の場を創出する。

区域

県内59市町村の工業団地や工業専用地域等598ヶ所を
復興産業集積区域に設定

業種

輸送用機械関連産業、半導体関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品・飲料関連産業、地域資源活用型産業（7業種）

税制優遇

選択適用

①新規立地促進税制(法第40条)

新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税

②事業用設備等に係る特別償却等(法第37条)
機械・装置、建物等の投資に係る特別償却・税額控除

③法人税等の特別控除(法第38条)
被災被用者の給与等支給額の10%を税額控除

④研究開発税制の特例等(法第39条)

開発研究用減価償却資産の即時償却 + 12%税額控除

⑤地方税の課税免除又は不均一課税(法第43条)

施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税 ※税の優遇措置は、原則としてH28.3まで

お問い合わせ先：福島県庁企業立地課 Tel:024-521-7882

3月16日認定

規制緩和

○医療機器の製造販売業等の許可基準の緩和(法第35条)

(薬事法施行規則の特例)

・製造販売業：総括製造販売責任者が必要
・製造業：責任技術者が必要
→実務経験（3年）を不要とする。（特別講習で代者）

2 ふくしま医療関連産業復興特区

目的

県内企業の新規参入と県外企業の進出を促進し、医療関

区域

県内全域

お問い合わせ先：福島県庁産業創出課 Tel:024-521-7282

ふくしま産業復興投資促進特区の対象業種及び主な製品等の例 日本標準産業分類(平成19年11月改訂)

大分類	分類番号	輸送用機械開運産業		半導体開運産業		情報通信開運産業		医療関連産業	
		中分類/小分類	統合 主な製品等の例	統合 主な製品等の例	統合 主な製品等の例	統合 主な製品等の例	統合 主な製品等の例	統合 主な製品等の例	統合 主な製品等の例
S	9	金剛製品製造業							
	10	塑料、化粧品、鋼料製造業 (105たばこ製造業を除く)						★ サブリメント、糖類	
	11	繊維工業	★ 自動車シート生地、エアバッケ	★ 半導体用高性能断熱材				★ 機能性飲料、シリップ	
	12	木材、木製品製造業(家具を除く)	★ 木製ハンドル					★ 手袋衣、介護衣料、化学繊維	
	13	家具・装飾品製造業							
E 制造業	14	パルプ、紙、紙加工品製造業	★ エアクリーナー(フィルター)					★ 紙おむつ	
	15	印刷、同閑連業	★ 室内シール	★ 基板プリント				★ 印刷業、製版業、包装資材印刷	
	16	化学工業	★ 自動車用新繊維、塗料	★ 電子材料、電気絶縁塗料				■ 医薬品、有機化学製品	
	17	石油製品・石炭製品製造業	★ 滑滑油、グリース	★ オイルガラス、クリーナー				■ 医薬品容器、医薬品等製造装置部品	
	18	プラスチック製品製造業	★ 機脂部品、内装部品	★ タイヤ、チューブ、防振ゴム	★ シリコンゴム			★ 医療用コム(手袋等)	
	19	ゴム製品製造業	★ なめし革、同製品、毛皮製造業	★ 自動車シート生地	★ ガラス用品、耐熱耐候性ガラス、耐熱ガラス			★ 医療用品	
	20	黒業・土石製品製造業	★ 自動車用板ガラス、ミラー	★ 白延織板、表面処理材、鋳物	★ メッキ、表面処理			★ 医療ガラス器具、薬瓶	
	21	鐵鋼業	★ 鉄鋼業	★ 非鉄金属製造業	★ アルミニウム合金、ダイカスト			★ ハンキ、表面処理	
	22		★ 金属製品製造業	★ 金属部品、合金鋳物部品	★ 金属表面處理、ミキヤビヂラ			★ 医療用金属製品、インプラント	
	23		★ はん用機械器具製造業	★ ボンブ、油圧・空圧機器	★ 各種製造器械・工作機械及び部品等			★ ボイド、ボルト、緊交換器	
	24		★ 生産用機械器具製造業	★ 金属加工機器、工作機器	★ 半導体・半導体ディスプレイ製造業			★ 金属加工機械製造、機械工具	
	25		★ 業務用機械器具製造業	★ 精密測定機、自動車整備サーバービス機器	★ 測定機器類製造、事務用器具製造			■ 医療用機械器具、医療用品	
	26		★ 電子部品・電子機器・電線・電柱・電線配線装置業	★ センサー、無線装置、発光ダイオード	★ 半導体裏面回路、半導体素子、電子部品			★ 電子回路基板製造、センサー	
	27		★ 電気機械器具製造業	★ スターマーター、強制換気装置	★ 蓄電池・一次電池、計測器			■ 医療用電子機器、X線装置	
	28		★ 情報通信技術機器製造業	★ フィルタ、カーティン	★ 半導体開運設備部品、セラミックフェルール			★ 医療用通信装置(遠隔医療)	
	29		★ 情報通信技術機器製造業	■ 電話部品、シェルトーションの販、自動車部品					
	30		★ 電気方々・水道業	★				★ 工業用模型、骨モデル	
	31		★ その他の製造業	★ 計算、工業用模型					
F 電気方々・水道業	32		★ その他						
	33	電気業							
G 情報通信業	37	通信業						■ 固定・無線等各種通信業	
	39	情報サー・ビス業						■ ソフトウェア開発、データベースサービス	
	40	インターネット付随サービス業 (415庄屋制作業を除く)						■ ネットセンター、情報ネットワークサービス	
H 運輸業、郵便業	41	営業・苦声・文字情報制作業 (415庄屋制作業を除く)	道路貨物運送業	★ 一般貨物自動車運送業等	★ デジタルコンテンツ制作			★ 一般貨物自動車運送業等	
	44		倉庫業	★ 倉庫管理・保管・冷蔵倉庫				★ 倉庫管理・保管・冷蔵倉庫	
	47		運輸に附隨するサードパーティ業	★ 港湾運送、こん包、通送施設提供				★ 港湾運送、こん包、通送施設提供	
	48		各種商品卸売業	★ 各製造品の卸売					
	50		綿維・衣服等製造業						
	51		飲食料品卸売業						
I 卸売業	52	建築材料、飼料、金属材料等卸売業	★ 化学製品・鉄鋼等卸売	★ 金属材料等卸売				★ 化学製品・非鉄金属等卸売	
	53	機械器具卸売業		★ 自動車部品、電気機器等・輸送用器具・計量器				■ 針盤器	
	54		その他の卸売業					■ 医療用品・器具	
	55		学術研究、専門技術サービス業	★ 電子情報技術開運産業研究所等	★ 工業研究所を始めとする各種研究所			★ 化学、医薬品研究所等	
J 学術研究、専門技術サービス業	71	学術・開発研究機関	★ 工業デザイナー	★ 工業デザイン					
	726	デザイン業、広告業						★ 広告業	
	73		技術サービス業	★ 機械設計				★ 機械設計	
	74	機械等修理業(引揚を除く)	★ 製造装置等メンテナンス修理業	★ 製造装置等メンテナンス製品				★ 製造装置等メンテナンス修理業	
R サービス業(に分類されないもの)	90	産業用設備洗浄業	★ 各種メンテナンス製品					★ 各種メンテナンス製品	
	9299	他に分類されないその他の事業サービス業						■ コールセンター	

		再生可能エネルギー関連産業		食品・飲料関連産業		地域資源活用型産業	
大分類	小分類番号	中分類/小分類	物販	主な製品等の例	統合	主な製品等の例	統合
E 制造業	9	食料品製造業 飲料、たばこ、飼料器造業 (105たばこ製造業を除く)	■ 加工食品 菓子等	■ 清涼飲料、酒類、茶等	■	二ッセ、金澤木綿、からむし織 竹民謡、縞組織工 桐シナス、伝統家具、伝統 和紙等	■
	10	炭素繊維、新素材(地域資源)	★				
	11	繊維工業					
	12	木材、木製品製造業(家具を除く)					
	13	家具、装飾品製造業	★	電工ネ用フィルター	★		
	14	パルプ、紙、紙加工品製造業					
	15	印刷、同別途業		商品ラベル、包装資材印刷		会津山塩、赤岩の塩	
	16	化学工業	■ リチウムイオン電池用素材				
	17	石油製品、石炭製品製造業	★	薄油再生製品	★		
	18	プラスチック製品製造業	★	再エネ用プラット、工業用コム製品	★	取扱ケース、容器キャップ	
	19	ゴム製品製造業	★	効電用電池		車用品製造(手袋、財布等)、革製服飾品 万ガラス製品、陶器、漆器、江戸石	
	20	なめし革、同製品、毛皮製造業					
	21	繊業・土石製品製造業	★	電気・電子機械部品(セラミック部品等)			
	22	鍛錬業	★	手工木用鍛錬製品			
	23	非鉄金属製造業	★	シリニン精錬			
	24	金属製品製造業	★	手工木用金属製品			
	25	はん用機械器具製造業	★	ポンプ、弁、冷凍機装置			
	26	生産用機械器具製造業	★	産業用機械			
	27	業務用機械器具製造業	★	計測器・測定器			
	28	電子部品・ガラス、電子回路製造業	★	半導体、コントロールユニット			
	29	電気機械器具製造業	■	各部品洗浄機、清掃機器、リサイクル機器等			
	30	情報通信機器製造業	★	スマートグリッド関連			
	31	輸送用機械器具製造業	★	再エネ輸送用機械器具			
	32	その他の製造業	★	木質ペレット		塗装り、張り子	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業	■	風力発電所、小水力発電所等			
	37	通信業					
	39	情報通信業					
	40	インターネット接続サービス業					
	41	映像・音声・文字情報制作業 (115広告制作業を除く)					
	44	道路貨物運送業	★	一般貨物自動車運送業等	★	一般貨物自動車運送業等	★
	47	倉庫業	★	倉庫管理、保管・冷蔵倉庫	★	倉庫管理、保管・冷蔵倉庫	★
	48	運輸に附随するサービス業	★	香港港湾送、こん包、運送施設提供	★	香港港湾送、こん包、運送施設提供	★
	50	各種商品卸売業					
I 卸売業、小売業	51	総合、衣服等卸売業					
	52	飲食料・乳製品・調理料等卸売業					
	53	建築材料、金屬材料等卸売業	★	化粧製品・非鉄金属・再生資源化資材等卸売	★		
	54	機械器具卸売業					
	55	その他の卸売業					
	71	学術・開発研究等機関	★	再生エネルギー関連研究所等	★	食品開発研究所等	★
	726	テクノロジー業、広告業					
	73	技術サービス業					
	74	機械設計					
R サービス業(他) (に分類されないもの)	90	機械等修理業(別掲を除く)	★	製造装置等メンテナンス修理業			
	9292	産業用空気清浄機	★	各種メンテナンス製品			
	9299	他に分類されないものの事業サービス業					

復興産業集積区域一覧（いわき市）

市町村	No.	地域
いわき市	1	小名浜臨海工業団地
	2	いわき好間中核工業団地
	3	常磐鹿島工業団地
	4	山田インダストリアルパーク
	5	小名浜中央工業団地
	6	岩ヶ岡工業団地
	7	野田工業団地
	8	小名浜中小企業団地
	9	勿来工業団地
	10	落合工業団地
	11	滝尻工業団地
	12	いわき中部工業団地
	13	アカイテクノパーク
	14	銭田工業団地
	15	いわき四倉中核工業団地
	16	平地区
	17	小名浜地区
	18	勿来地区
	19	常磐地区
	20	内郷地区
	21	四倉地区
	22	遠野地区
	23	小川地区
	24	好間地区
	25	三和地区
	26	田人地区
	27	川前地区
	28	久之浜・大久地区

復興特区

①

復興特区に付ける新規立地促進策（新規立地の区域を5年間無税とする措置）

法第40条

雇用等被害地域

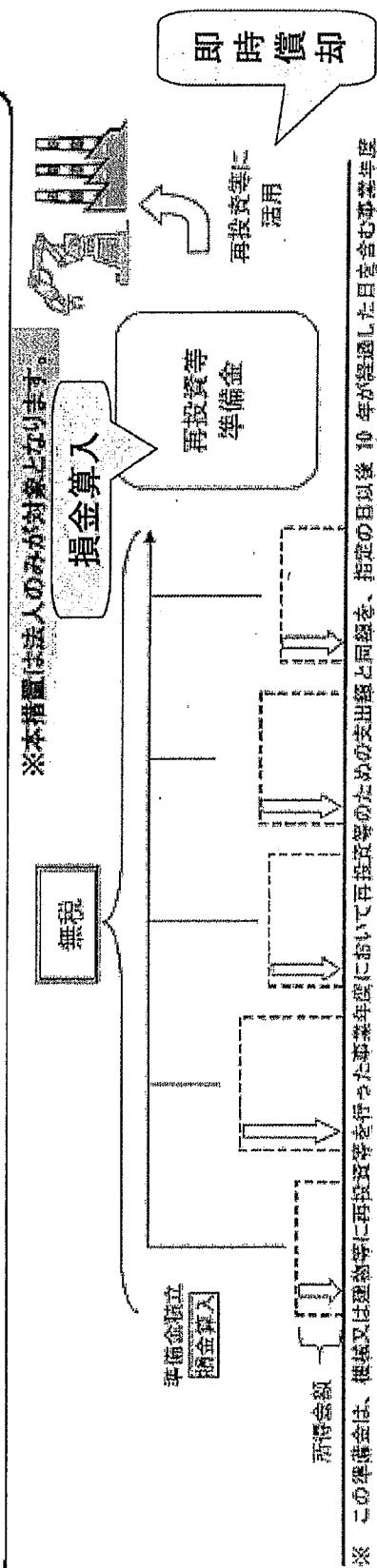
被災地における投資促進、雇用促進の観点から、東日本大震災により多數の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が設置する復興産業集積区域内における新規立地新設企業の立上げを支援するため、復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人において、指定後5年間、課税が発生しないよう次の措置を講ずる。

- (1) 復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までの間に指定を受けた法人(注)が、指定の日から同日以後5年が経過するまでの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。
- (2) 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却ができる(準備金の範囲で即時償却)制度を創設する。

(注) 被災法人は次の要件をすべて満たす法人

- ・復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと
- ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること
- ・復興産業集積区域内に本店を有すること
- ・積立てを行つ事業年度において復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと
- ・指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取扱等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上(中小法人等は3,000万円以上)であること

(注) 本措置(法40条)、事業用設備の特別償却等(法37条)、法人税等の特別控除(法38条)はいずれかの選択適用



※ この準備金は、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において再投資等のための支出額と同額を、指定の日以後、5年が経過した日まで湛て算定年度(五年間)においては毎年年度の準備金残高の10分の1を、それぞれ取り崩して差し戻す。

復興特区

(2)

復興産業集積区における特別償却又は税額控除

法第37条

東日本大震災復興特別区域の施行日から平成23年3月31までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人(注1)が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

(取得価格:即時償却又は取扱価格の15%の税額控除(注2))

○建物
-取扱価格の25%の特別償却又は8%の税額控除(注2)
(注1) 東日本大震災には多数の被災地があり、又は生産活動の基盤を喪失し、被災を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行なうことを指定を受けた個人事業者又は法人。

(注2) 当期の税額の10%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

(注3) 本講義く法37条、新規立地促進税制く主人のみ、法40条く法人税率の特別控除く法33条くは、いずれかの選択適用。

特別償却

資産等の区分	取得等の時期	H25. 3. 31	H26. 4. 1~H26. 3. 31
機械装置	100%		50%
建物・構築物		25%	

【選択】

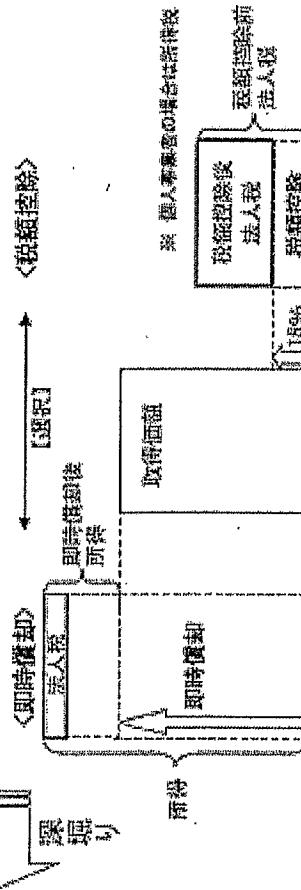
資産等の区分	取得等の時期	H25. 3. 31	H26. 4. 1~H26. 3. 31
機械装置		15%	
建物・構築物		3. 9%	

※ 復興産業集積区域における研究開発税制の特別等も併せて適用可能

○被災代替資産等の特別償却 (被災地既全滅)

資産等の区分	取得等の時期	H23. 3. 31~H25. 4. 1~	H26. 3. 31	H26. 4. 1~
機械装置		30%	36%	20%
建物・構築物		15%	18%	10%

(注) カタログ内は中小企業者等が取扱等をする場合の算出率。



復興特區

3

除虫・殺虫・駆虫の専門業者

法第38条

卷之三

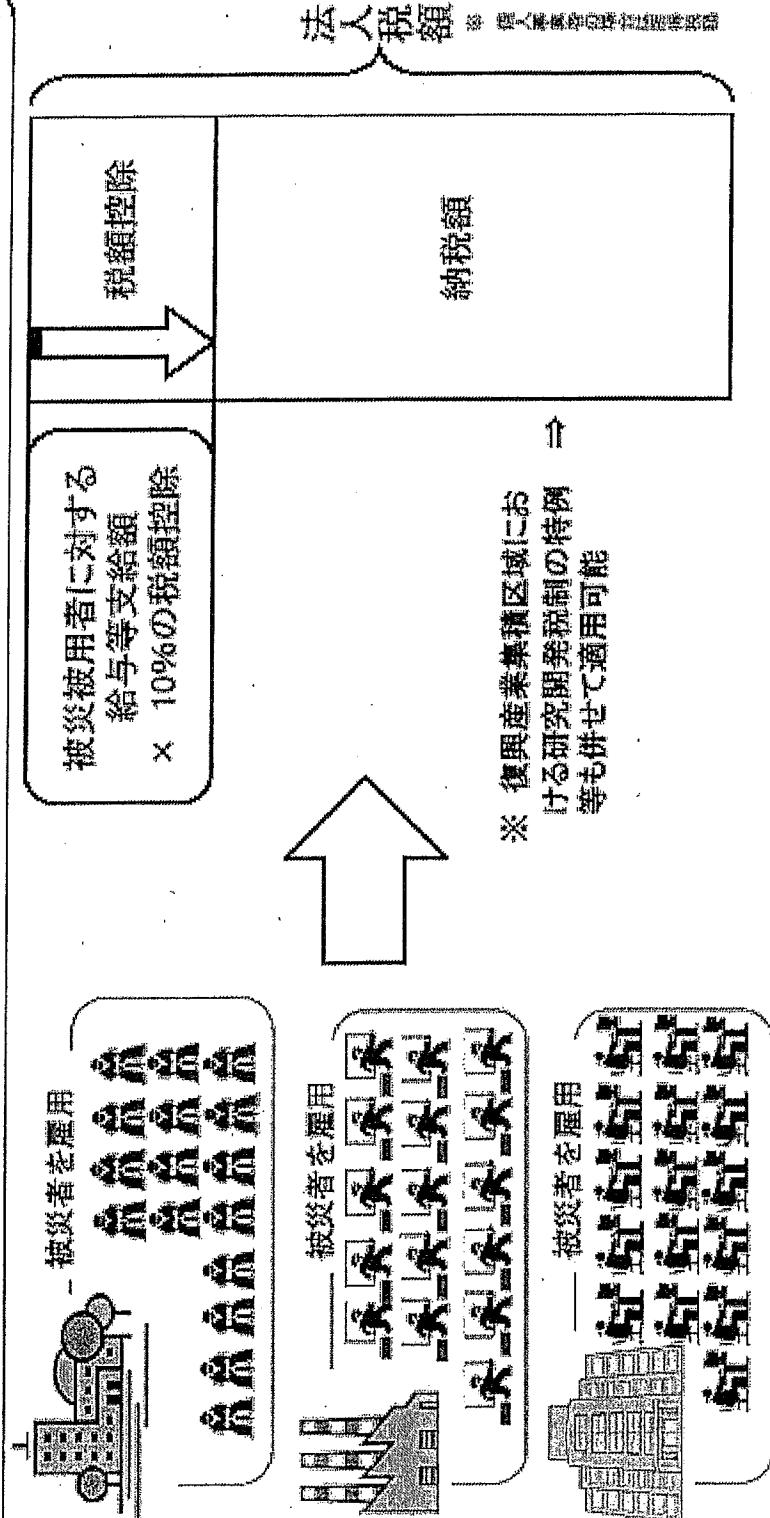
(平成28年3月31日までに指定を受ける法人事業者又は法人・個人事業者又は被災扶用者は、(注2)に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除できる。

(注1) 東日本大震災による多額の被災額が算定される。又は生産活動の基盤が壊滅を受けた場合に該当する事業者又は法人。

卷之三

2011年3月11日福島第一原発事故の三害堆に対する

^{注3}本體（法第2条）、新設立地元連制（主人のみ、法第1条）、事業設立の特典（出資等（法第3条））における規制



※ 復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

復興産業集積区に付ける研究開発税制の特例等

法第39条

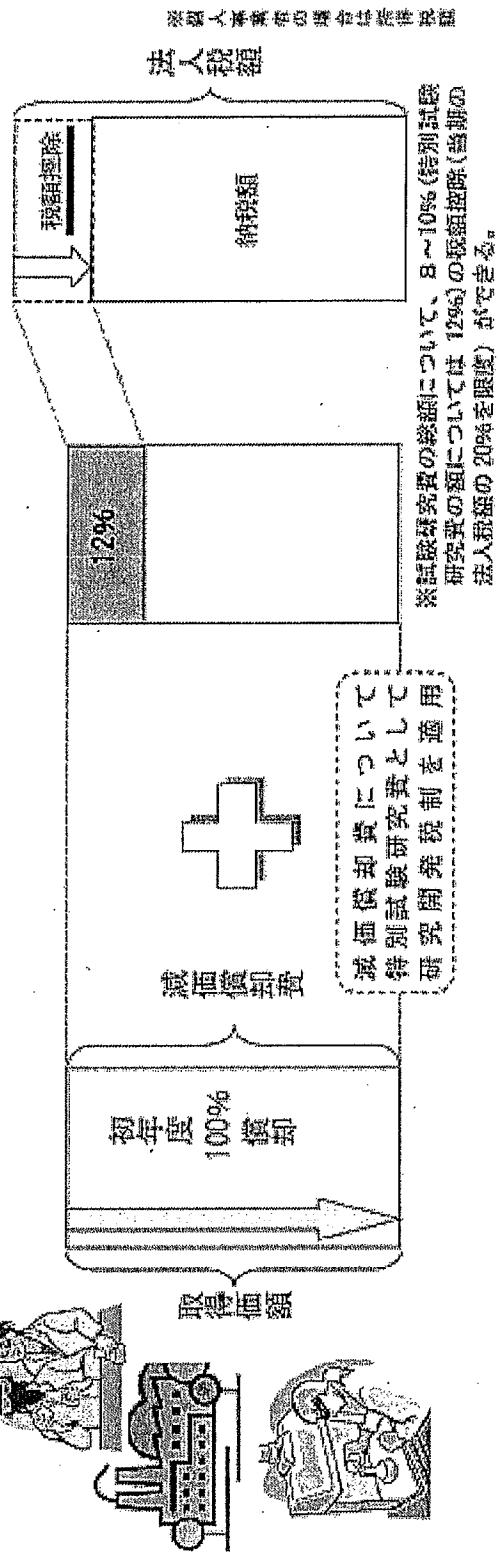
- (1) 平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた個人事業者又は法人(注1)が取得等した開発研究用減価償却資産について、普通償却額に加え、取得価額まで特別償却ができる(即時償却)。
- (2) (1)の対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費を、特別試験研究費として研究開発税制を適用。(12%の税額控除)

(注1) 東日本大震災に罹り多数の被災者が被難を余儀なくされ、又は生産活動の基盤が壊滅し被害を受けた地図における雇用機会の確保に寄与する事業を行なう者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(注2) 現行の研究開発税制は、試験研究費を割合にして8~10%の税額控除。特別試験研究費(ひがく等との共同研究等)は一律12%の税額控除。

(1) 即時償却

(2) 研究開発税制の特例



復興特区

(5)

法第43条

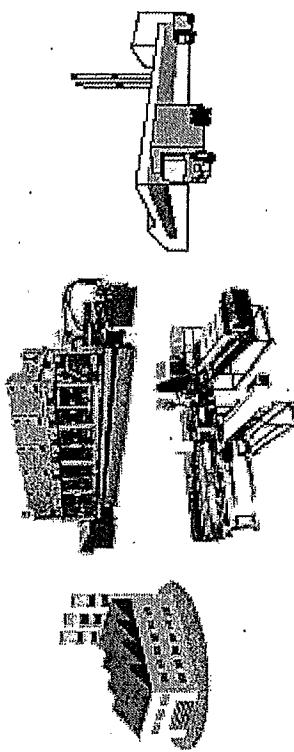
復興特区における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

法第43条

復興産業集積区域内において、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人(注1)に対し、認定復興推進計画に記載された産業集積の形成等に資する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合、当該地方公共団体の減収に対する、震災復興特別交付税により補填する措置を講ずる。

(注1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

平成28年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人(注1)が復興産業集積区域内において施設又は設備の新設又は増設



地方団体が地方税法第6条に基づく課税免除又は不均一課税を実施
*事業税
*不動産取得税
*固定資産税



減収額※を震災復興特別交付税の算定の基礎に算入

※事業税又は固定資産税の減収額は、最初の年度以降5カ年度分を対象とする。

復興特区

法第35条

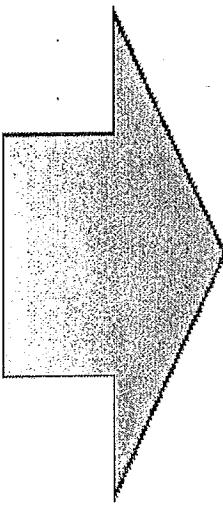
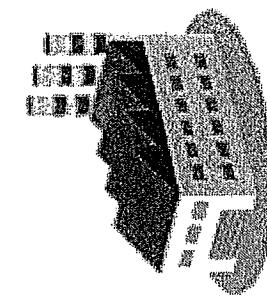
復興特区計画による規制・手続の特別措置　～医療、福祉等～
医療機器販賣業者等の許可申請の簡易化（医療法施行規則の特例）

【規制の現状】

医療機器の製造販売業者は「総括製造販売責任者」を、製造業者は「責任技術者」を置かなければならないとされており、それらの資格要件の一つとして、実務経験(3年)が定められている。

【規制緩和の必要性】

被災地の産業を創出するために、医療機器の製造拠点を誘致することが必要。



【対応方針】

医療機器の総括製造販売責任者等の資格要件の一つである実務経験の要件(3年)に関する基準については、道県が復興推進計画に定める基準(品質管理上、保健衛生上等の観点から現行の基準に相当する基準)を適用することとする。

特別講習で代替

復興特区制度における地域要件の緩和

特措法 法第51条

【背景】

- 福島県においては、放射性物質による汚染及びそれに伴う風評被害により、県の産業全般が底遡するとともに、住民の健康不安と相まって、「産業・人口の流出が生じている。
- 復興特区制度では、「産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が雇職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」が課税の特例が適用される主要な地域となっている。

【対応策】復興特区制度の地域要件の緩和

- 福島県の全地方公共団体を課税の特例を含む復興推進計画の策定可能な地方公共団体とする。

復興特区制度において
課税の特例が適用される主な地域

産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が雇職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域



重用等被害地域

特措法

(2) 復興産業集積区域における特別償却又は税額控除の特例

平成28年3月31までの間に、指定を受けた法人(注1)が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

○機械又は装置：即時償却又は取得価格の15%の税額控除(注2)

○建物：取得価格の25%の特別償却又は8%の税額控除(注2)

(注1)福島県において雇用賃金の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

(注2)当期の法人税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

(注3)本措置、新規立地促進税制、法人税の特別控除はいずれかの選択適用。

復興産業集積区域

特別償却

資産等の区分	取得等の時期	取扱等の時期
機械装置	~H26.3.31 100%	H26.4.1～ H28.3.31 50%
建物・構築物		25%
		25%

税額控除

資産等の区分	取扱等の時期
機械装置	H26.4.1～ H28.3.31 100%
建物・構築物	25%
	25%

選択

資産等の区分	取得等の時期	取扱等の時期
機械装置	~H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31 15%
建物・構築物		8%
		8%

税額控除

資産等の区分	取扱等の時期
機械装置	H26.4.1～ H28.3.31 15%
建物・構築物	8%
	8%

※復興産業集積区域における研究開発費等の特別償却又は税額控除の特措等も併せて適用可能

※復興産業集積区域における研究開発費等の特措等も併せて適用可能